



就学援助制度のお知らせ



別府市では、別府市に住民票があり、別府市内の市立小中学校に在学しているお子さんが経済的な理由で就学が困難な場合、予算の範囲内で就学援助を実施しています。下記の「支給対象者」に該当され、申請を希望される方は各小・中学校事務室に申請用紙を用意していますのでお問い合わせください。

1. 支給対象者

①生活保護を廃止又は停止された場合

※生活保護廃止決定通知書の写しまたは市役所1階ひと・くらし支援課で証明書をもらい添付してください。

②市民税の非課税、又は減免を受けている場合

※市役所グランドフロア（地下1階）の市民税課で世帯16歳以上全員の所得・税額証明書を取得し、添付してください。

（1月1日現在の住所地での証明書になりますので他市町村から別府市に転入された方はお問い合わせください。）

③国民年金保険料の保険料の全額、4分の3又は半額免除されている場合

※免除のハガキの写しを添付してください。

④国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている場合

※おもに、被災された場合に該当します。

（減額決定通知書は該当しません。該当のある場合は、お問い合わせください。）

⑤児童扶養手当の支給を受けている場合

※児童扶養手当証書の写しを添付してください。

（市役所子育て支援課で申請中の方はご相談ください。）

⑥日雇い労働者で職業安定所に登録している場合

※雇用保険被保険者手帳の写しを添付してください。

⑦その他、経済的に困難な場合

※世帯16歳以上全員の所得・税額証明書を添付してください。

（所得によって認定されない場合もあります。）

2. 申請の方法

該当する項目に当てはまる証明書を添付の上、申請書を**学校事務室**にご提出ください。申請は随時受け付けています。

毎月20日までに申請された場合は、当該月分として受け付けます。

認定された月によっては、援助の対象とならない費目もあります。

☆ご不明な点は、別府市教育庁 **学校教育課**（21-1111 内線 5523）
または、**学校事務室**までお問い合わせください。